

件名	所有者の判明しない猫の引取りについて
受付日	令和元年5月27日
ご意見・ご提案の概要	保健所が所有者の判明しない猫の引取りを拒否できる理由をホームページに解説とともに列挙してほしい。
県の考え方	<p>保健所では、「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定により、所有者の判明しない猫の引取りを行っています。</p> <p>ただし、猫については飼い主に係留義務がないことから、飼い主への配慮と同法の基本原則の観点から、猫の引取りの実施は慎重に取り扱うこととしております。</p> <p>ホームページでは簡潔で分かりやすい記載にしており、個別の事案に対しては、状況の詳細を伺い、対応を説明しております。</p>
担当課	健康福祉部 生活衛生課